

令和2年松前町規則第8号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和2年3月31日

松前町長 岡本 靖

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年松前町規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第3条関係) 行政職給料表級別職務区分表			別表第1(第3条関係) 行政職給料表級別職務区分表		
職務の 級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の 級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
3級	各事務部局	省略	3級	各事務部局	省略 <u>係長(4級に属するものを除く。)</u> <u>保育所長(4級に属するものを除く。)</u> <u>幼稚園長(4級に属するものを除く。)</u> 省略
4級	各事務部局	係長 省略 主幹保育士	4級	各事務部局	<u>係長(3級に属するものを除く。)</u> 省略 <u>保育所長(3級に属するものを除く。)</u> <u>幼稚園長(3級に属するものを除く。)</u> <u>課長補佐(5級に属するものを除く。)</u>

5 級	各事務部局	課長補佐 _____  室長 主幹 保育所長	5 級	各事務部局	課長補佐 <u>(4 級に属するものを除く。)</u> 課長 <u>(6 級に属するものを除く。)</u> 技監 <u>(6 級に属するものを除く。)</u>  主幹
6 級	各事務部局	課長 _____ 技監 _____ 省略	6 級	各事務部局	課長 <u>(5 級に属するものを除く。)</u> 技監 <u>(5 級に属するものを除く。)</u> 省略
省略			省略		

(松前町財務規則の一部改正)

第 2 条 松前町財務規則 (昭和62年松前町規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 2 の 2 (第 8 条の 3 関係)		別表第 2 の 2 (第 8 条の 3 関係)	
課名	委任事項	課名	委任事項
省略		省略	
		上下水道課	<u>下水道使用料及び下水道事業受益者負担金並びにこれらの督促手数料、延滞金及び滞納処分費の収納</u> <u>松前町下水道条例 (平成13年条例第15号) の規定による過料の収納</u> <u>歳入歳出外現金の収納</u>
省略		省略	

(松前町職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第3条 松前町職員の職の設置に関する規則(昭和63年松前町規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職の設置)	(職の設置)
第2条 町長の事務部局に置く職員の職は、次のとおりとする。 部長、課長、技監、滞納処分専門監、課長補佐、 <u>室長</u> 、主幹、 保育所長、係長、担当係長、 <u>主幹保育士</u> 、主任、主任技師、主任 保健師、主任栄養士、主任保育士、課付、主事、技師、保健師、 栄養士、保育士、調理員	第2条 町長の事務部局に置く職員の職は、次のとおりとする。 部長、課長、技監、滞納処分専門監、課長補佐_____、主幹、 保育所長、係長、担当係長_____、主任、主任技師、主任 保健師、主任栄養士、主任保育士、課付、主事、技師、保健師、 栄養士、保育士、調理員

(松前町事務分掌規則の一部改正)

第4条 松前町事務分掌規則(平成21年松前町規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
(組織)	(組織)																								
第2条 条例第2条に規定する部に次の課及び <u>室並びに</u> 係を置く。	第2条 条例第2条に規定する部に次の課及び_____係を置く。																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left;">総務部</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">総務課</td> <td><u>広報広聴係、法務秘書係、危機管理係、企画政策係、職員係</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left;">保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>福祉課</td> <td><u>障がい福祉係、保育所管理係、地域包括支援センター係、人権対策係</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	総務部		総務課	<u>広報広聴係、法務秘書係、危機管理係、企画政策係、職員係</u>	省略		保健福祉部		福祉課	<u>障がい福祉係、保育所管理係、地域包括支援センター係、人権対策係</u>	省略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left;">総務部</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">総務課</td> <td><u>広報情報係(庶務担当)</u>、危機管理係、企画政策係、職員係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left;">保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>福祉課</td> <td><u>障がい福祉係、児童福祉係、保育幼稚園係</u> _____<u>、人権対策係</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	総務部		総務課	<u>広報情報係(庶務担当)</u> 、危機管理係、企画政策係、職員係	省略		保健福祉部		福祉課	<u>障がい福祉係、児童福祉係、保育幼稚園係</u> _____ <u>、人権対策係</u>	省略	
総務部																									
総務課	<u>広報広聴係、法務秘書係、危機管理係、企画政策係、職員係</u>																								
省略																									
保健福祉部																									
福祉課	<u>障がい福祉係、保育所管理係、地域包括支援センター係、人権対策係</u>																								
省略																									
総務部																									
総務課	<u>広報情報係(庶務担当)</u> 、危機管理係、企画政策係、職員係																								
省略																									
保健福祉部																									
福祉課	<u>障がい福祉係、児童福祉係、保育幼稚園係</u> _____ <u>、人権対策係</u>																								
省略																									

子育て・健康課	児童福祉係、保育幼稚園係、子育て支援係、健康増進係
産業建設部	
まちづくり課	管理係_____、土木係、 <u>建築住宅係</u>
都市計画室	都市計画係
省略	

(部、課、室及び係に置く職)

第4条 部に部長、課に課長、室に室長、係に係長を置く。

2 省略

(職務)

第5条 省略

2～5 省略

6 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

7 省略

8 係長は、上司の命を受け、極めて高度な知識又は経験を必要とする困難な業務を処理するとともに、係の業務を管理処理する。

9 担当係長は、上司の命を受け、極めて高度な知識又は経験を必要とする困難な業務を処理するとともに、担当する業務を管理処理する。

健康課	地域包括支援センター係、保健センター係
産業建設部	
まちづくり課	管理係、 <u>町営住宅係</u> 、 <u>土木係 (土地改良担当)</u> 、 <u>計画建築係</u>
省略	
上下水道課	業務係、下水道工務係

(部及び課\_\_\_\_\_に置く職)

第4条 部に部長、課に課長\_\_\_\_\_、係に係長を置く。

2 省略

(職務)

第5条 省略

2～5 省略

6 省略

7 係長は、上司の命を受け、極めて高度な知識又は経験に基づき \_\_\_\_\_困難な業務を処理するとともに、係の業務を管理処理する。

8 担当係長は、上司の命を受け、極めて高度な知識又は経験に基づき \_\_\_\_\_困難な業務を処理するとともに、担当する業務を管理処理する。

10 省略

11 省略

別表（第3条関係）

部	課	係	分担事務	
総務部	総務課	広報広聴係	1～5 省略	
			<u>6</u> 省略	
			<u>7</u> 省略	
			<u>8</u> 省略	
			<u>9</u> 省略	
			<u>10</u> 省略	
			<u>11</u> 省略	
			<u>12</u> 省略	
			<u>13</u> 省略	
			法務秘書係	1 条例、規則等の指導及び審査に関すること。
				2 例規集の編さんに関すること。
				3 公告に関すること。
				4 訴訟及び行政不服審査に関する

9 省略

10 省略

別表（第3条関係）

部	課	係	分担事務
総務部	総務課	広報情報係（庶務担当）	1～5 省略
			<u>6</u> 公告に関すること。
			<u>7</u> 公文書の管理に関すること。
			<u>8</u> 省略
			<u>9</u> 例規集の編纂に関すること。
			<u>10</u> 条例、規則等の指導及び審査に関すること。
			<u>11</u> 省略
			<u>12</u> 訴訟及び行政不服審査に関すること。
			<u>13</u> 省略
			<u>14</u> 省略
			<u>15</u> 省略
			<u>16</u> 省略
			<u>17</u> 省略
			<u>18</u> 省略

			<u>こと。</u>
			<u>5 公文書の管理に関すること。</u>
			<u>6 町長及び副町長の秘書に関すること。</u>
			<u>7 町長公用車及び運転手に関すること。</u>
			<u>8 その他所管に関すること。</u>
	省略		
	企画政策係		
		<u>1</u>	省略
		<u>2</u>	省略
		<u>3</u>	省略
		<u>4</u>	省略
		<u>5</u>	省略
		<u>6</u>	省略
		<u>7</u>	省略
		<u>8</u>	<u>男女共同参画に関すること。</u>
		9～11	省略
		<u>12</u>	省略
	省略		
	省略		
保健福祉部	福祉課	省略	

	省略		
	企画政策係	<u>1</u>	<u>町長及び副町長の秘書に関すること。</u>
		<u>2</u>	省略
		<u>3</u>	省略
		<u>4</u>	省略
		<u>5</u>	省略
		<u>6</u>	省略
		<u>7</u>	省略
		<u>8</u>	省略
		9～11	省略
		<u>12</u>	<u>町長公用車及び運転手に関すること。</u>
		<u>13</u>	省略
	省略		
	省略		
保健福祉部	福祉課	省略	
	児童福祉	<u>1</u>	<u>児童福祉に関すること。</u>

保育所管理係	<u>1 保育所の管理運営に関すること。</u> <u>2 保育所職員の人事管理に関すること。</u> <u>3 その他所管に関すること。</u>
地域包括	<u>1 高齢者福祉に関すること。</u>

係	<u>2 児童福祉施設（保育所を除く。）に関すること。</u> <u>3 母子、父子及び寡婦福祉に関すること。</u> <u>4 子どもの医療に関すること。</u> <u>5 ひとり親医療に関すること。</u> <u>6 児童に係る手当に関すること。</u> <u>7 地域子ども・子育て支援事業（保育に関するものを除く。）に関すること。</u> <u>8 要保護児童に関すること。</u> <u>9 その他所管に関すること。</u>
保育幼稚園係	<u>1 保育所に関すること。</u> <u>2 児童の幼稚園への就園に関すること。</u> <u>3 保育料に関すること。</u> <u>4 子育てのための給付に関すること。</u> <u>5 その他所管に関すること。</u>

支援セン ター係	<u>2</u> 老人福祉計画に関する <u>こと。</u>
	<u>3</u> 地域支援事業に関する <u>こと。</u>
	<u>4</u> 養護老人ホームの入所措置に <u>関</u> <u>する</u> こと。
	<u>5</u> 高齢者福祉施策に関する <u>こと。</u>
	<u>6</u> その他所管に関する <u>こと。</u>
	省略
町民課 コミュニ ティ係	1～6 省略
	<u>7</u> 省略
	<u>8</u> 省略
	<u>9</u> 省略
	住民係
1～9 省略	
<u>10</u> 旅券に関する <u>こと。</u>	
<u>11</u> 省略	
生活環境 係	1～4 省略
	<u>5</u> 浄化槽に関する <u>こと。</u>
	<u>6</u> 省略
	<u>7</u> 省略
	<u>8</u> 省略
	<u>9</u> 省略
	<u>10</u> 省略
	<u>11</u> 省略
	<u>12</u> 省略
	<u>13</u> 省略

町民課	省略	
	省略	
	コミュニ ティ係	1～6 省略
		<u>7</u> 旅券に関する <u>こと。</u>
		<u>8</u> 省略
<u>9</u> 省略		
<u>10</u> 省略		
住民係	1～9 省略	
	<u>10</u> 省略	
生活環境 係	1～4 省略	
	<u>5</u> 省略	
	<u>6</u> 省略	
	<u>7</u> 省略	
	<u>8</u> 省略	
	<u>9</u> 省略	
	<u>10</u> 省略	
	<u>11</u> 省略	
	<u>12</u> 省略	



		14 省略
		15 省略
		16 省略
省略		
子育て・健康課	児童福祉係	1 児童福祉に関する <u>こと。</u>
		2 児童福祉施設（保育所を除く。）に関する <u>こと。</u>
		3 母子、父子及び寡婦福祉に関する <u>こと。</u>
		4 子どもの医療に関する <u>こと。</u>
		5 ひとり親医療に関する <u>こと。</u>
		6 児童に係る手当に関する <u>こと。</u>
		7 放課後児童クラブに関する <u>こと。</u>
		8 病児保育に関する <u>こと。</u>
		9 要保護児童に関する <u>こと。</u>
		10 総合福祉センターの管理運営に関する <u>こと。</u>
		11 課の庶務に関する <u>こと。</u>
		12 その他所管に関する <u>こと。</u>
	保育幼稚園係	1 保育所（管理運営に関する <u>こと</u> を除く。）に関する <u>こと。</u>
		2 児童の幼稚園への就園に関する <u>こと。</u>
		3 保育料に関する <u>こと。</u>

		13 省略
		14 省略
		15 省略
省略		
健康課	地域包括支援センター係	1 高齢者福祉に関する <u>こと。</u>
		2 老人福祉計画に関する <u>こと。</u>
		3 地域支援事業に関する <u>こと。</u>
		4 養護老人ホームの入所措置に関する <u>こと。</u>
		5 高齢者福祉施策に関する <u>こと。</u>
		6 課の庶務に関する <u>こと。</u>
		7 その他所管に関する <u>こと。</u>
	保健センター係	1 感染症の予防に関する <u>こと。</u>
		2 予防接種に関する <u>こと。</u>
		3 救急医療に関する <u>こと。</u>
		4 健診（国民健康保険の特定健診を含む。）及び検診に関する <u>こと。</u>
		5 献血に関する <u>こと。</u>
		6 食育に関する <u>こと。</u>
		7 健康増進に関する <u>こと。</u>
		8 母子保健に関する <u>こと。</u>
		9 保健栄養推進協議会に関する <u>こと。</u>
		10 精神保健に関する <u>こと。</u>
		11 総合福祉センターの管理運営に

	4 子育てのための給付に関する <u>こと。</u>				<u>関すること。</u>
	5 <u>その他所管に関すること。</u>				12 <u>その他所管に関すること。</u>
健康増進	1 <u>感染症の予防に関すること。</u>				
係	2 <u>予防接種に関すること。</u>				
	3 <u>救急医療に関すること。</u>				
	4 <u>健診（国民健康保険の特定健診を含む。）及び検診に関すること。</u>				
	5 <u>献血に関すること。</u>				
	6 <u>食育に関すること。</u>				
	7 <u>健康増進に関すること。</u>				
	8 <u>母子保健に関すること。</u>				
	9 <u>保健栄養推進協議会に関すること。</u>				
	10 <u>精神保健に関すること。</u>				
	11 <u>その他所管に関すること。</u>				
子育て支	1 <u>子育て世代包括支援センターに関すること。</u>				
援係	2 <u>妊産婦及び乳幼児の健康支援に関すること。</u>				
	3 <u>妊産婦及び乳幼児の養育環境の把握に関すること。</u>				
	4 <u>子育て援助活動に関すること。</u>				
	5 <u>その他所管に関すること。</u>				

産業建設部	まちづくり課	管理係	1～8 省略
			9 都市公園（松前公園及び松前町国体記念ホッケー公園を除く。）の管理運営に関すること。
			10～12 省略
		土木係	1～7 省略
		建築住宅係	
			1 省略
			2 省略
	3 省略		

産業建設部	まちづくり課	管理係	1～8 省略
			9 都市公園（松前公園及び松前町ホッケー公園_____を除く。）の管理運営に関すること。
			10～12 省略
		町営住宅係	1 町営住宅及び改良住宅の管理運営に関すること。
			2 町営住宅及び改良住宅の使用料の収納に関すること。
			3 その他所管に関すること。
		土木係（土地改良担当）	1～7 省略
		計画建築係	1 都市計画に関する調査及び調整に関すること。
			2 都市計画の策定に関すること。
3 都市計画事業の整備に関すること。			
4 都市計画の規制に関すること。			
5 屋外広告物の掲出許可等に関すること。			
6 省略			
7 省略			
8 省略			

		<p><u>4</u> 建築の確認及び許可 _____に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>5</u> 町営住宅及び改良住宅の管理運 営に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>6</u> 町営住宅及び改良住宅の使用料 の収納に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>7</u> 省略</p>			<p><u>9</u> 建築の確認及び許可並びに開発 許可に関する<u>こと</u>。</p>
	都市計画 係	<p><u>1</u> 都市計画に関する調査及び調整 に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>2</u> 都市計画の策定に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>3</u> 都市計画事業に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>4</u> 都市計画の規制に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>5</u> 屋外広告物の掲出許可等に関す る<u>こと</u>。</p> <p><u>6</u> 開発許可に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>7</u> その他所管に関する<u>こと</u>。</p>			<p><u>10</u> 省略</p>
省略				省略	
			上下水道 課	業務係	<p><u>1</u> 公共下水道計画の策定に関する <u>こと</u>。</p> <p><u>2</u> 下水道台帳の作成及び管理に関 する<u>こと</u>。</p> <p><u>3</u> 公共下水道事業の広報に関する <u>こと</u>。</p> <p><u>4</u> 公共下水道の加入及び促進に関 する<u>こと</u>。</p>

						5 受益者負担金、分担金及び使用料の賦課徴収に関する <u>こと。</u>
						6 水洗便所改造資金の融資あっせんに関する <u>こと。</u>
						7 浄化槽に関する <u>こと。</u>
						8 課の庶務に関する <u>こと。</u>
						9 その他所管に関する <u>こと。</u>
					下水道工務係	1 公共下水道の建設計画に関する <u>こと。</u>
						2 公共下水道の測量、設計及び監督に関する <u>こと。</u>
						3 排水設備工事指定工事人の選定及び指導に関する <u>こと。</u>
						4 指定工事人施工の工事の検査に関する <u>こと。</u>
						5 排水設備、除害施設等の指導及び監視に関する <u>こと。</u>
						6 公共下水道汚水管渠等の維持管理に関する <u>こと。</u>
						7 その他所管に関する <u>こと。</u>

(松前町立保育所管理規則の一部改正)

第5条 松前町立保育所管理規則(平成29年松前町規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員)	(職員)

第2条 保育所には、所長のほか、主幹保育士、主任保育士及び保育士並びに必要なに応じ保健師、調理員及びその他の職員を置く。

(職務)

第3条 省略

2 主幹保育士は、上司の命を受け、自ら入所児童を保育するとともに、所長を補佐する。

3 主任保育士及び保育士は、上司の命を受け、入所児童を保育する。

第2条 保育所には、所長のほか\_\_\_\_\_、主任保育士及び保育士並びに必要なに応じ保健師、調理員及びその他の職員を置く。

(職務)

第3条 省略

2 主任保育士は、上司の命を受け、所掌業務を掌理し、入所児童を保育する。

3 \_\_\_\_\_保育士は、上司の命を受け、入所児童を保育する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。